





令和3年 **4**月の**優しさ**通信

目次

- (1)  障がい者雇用 10 万人増 継続的に働ける環境を
- (2)  介護人材不足深刻、5 年後に 34 万人
- (3)  認知症、家族信託で備え 介護や財産活用 柔軟に
- (4)  配偶者の相続財産管理 生前に親族に一任

♥ 今月の福祉用具 - 自助具 自助具の使い方

(1) 障がい者雇用 10 万人増 継続的に働ける環境を

* 民間企業や公的機関などで働く障がい者は、年々増加傾向に。

企業での雇用者数は 2020 年 6 月 1 日時点で 578,292 人となり、過去最高を更新。

2016 年 6 月と比べて約 10 万人増。

* 国は企業などに一定割合の障がい者の雇用を求める「法定雇用率」を設定。

2021 年 3 月 1 日から民間企業の基準は、2.2%から 2.3%に。

* 障がい者を雇用する 239 社のうち、7 割超が雇用のきっかけを「法定雇用率を達成するため」と回答。

「企業としての社会的責任を果たすため」との回答は約 5 割。

* 法定雇用率の数字を達成すること自体が目的化している企業も、少ないとはいえません。

(2021 年 3 月 2 日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)



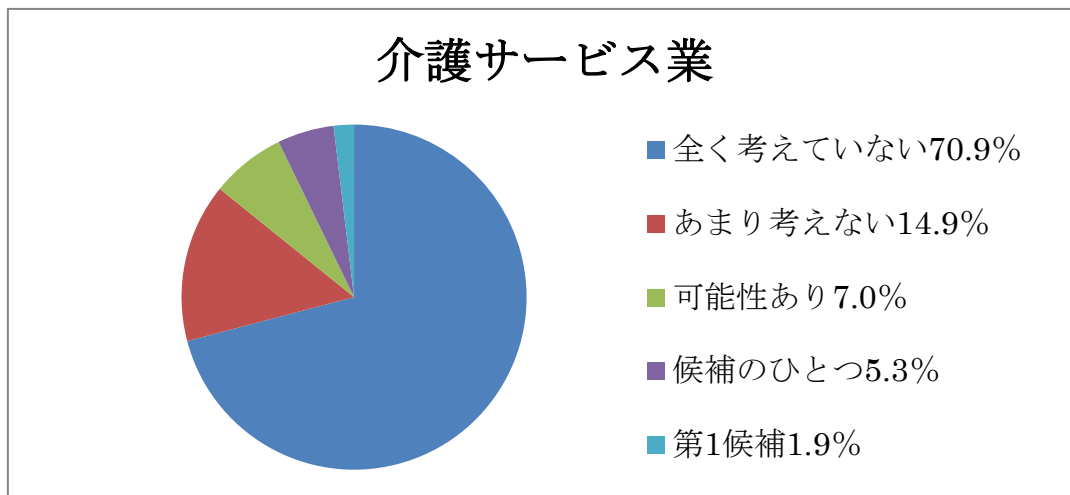
(2) 介護人材不足深刻、5年後に 34 万人

*1月の介護サービス従事者の有効求人倍率（常用）は3.87倍。1.04倍の全職業のおよそ4倍。

*2025年度には全国で約34万人の介護職員が不足する見通し。

*2040年には3人に1人が高齢者になります。

介護を志す学生は少ない



(出所) 労働政策研究・研修機構

(2021年3月10日 産経新聞記事より抜粋・引用)



(3) 認知症、家族信託で備え 介護や財産活用 柔軟に

*高齢者が財産管理を家族らに託す「家族信託」の活用が増えています。
*家族信託：認知症の発症で資産が凍結される前に、金銭や不動産の管理などを信頼できる人に任せる仕組み。

財産を託す「委託者」と託された財産を管理・処分する「受託者」、財産から利益を受ける「受益者」で構成。

*認知症の患者は急増中で、2025年には65歳以上の2割に当たる約700万人になる見込み。

*意思能力をなくすと金融機関で預貯金の引き出しが原則断られ、不動産の売却など契約行為もできなくなり資産が凍結されます。

*発症後に財産管理などをする仕組みには、成年後見制度の法定後見があります。

約7割が弁護士・司法書士などの専門職。

資産規模に応じて専門職後見人に月2万～6万円程度の費用がかかり続けます。

*親の死亡後に障害のある子供を受益者にし、信託財産から生活費を支給し続ける仕組みの活用も増えています。

*認知症発症後の家族信託契約は原則できません。

*認知症発症前の対策としては成年後見のうち、あらかじめ後見人を指定しておく任意後見という仕組みもあります。

家族信託と成年後見制度の主な内容（一般的なケース）

家族信託		成年後見（法定後見）
開始時期	契約開始時	認知症発症後に家裁の審判で決定
終了時期	契約で決定	本人死亡まで
対象財産	個別に選択	すべて
本人が結んだ契約の取り消し権	受託者が財産を管理するため必要なし	あり
受託者や後見人による資産活用	できる	リスクの高い資産活用は認められないケースが多い
節税対策	資産活用の結果として節税になる場合も	できない
家族以外の関与	委託者などの判断で家族以外が受託者になる場合も	後見人は専門職の比率が高い

家族信託を利用する際の流れ（一般的なケース）

①専門家に相談	* 主な相談先は弁護士、司法書士、税理士、行政書士など
②信託内容の決定と契約締結	* 信託の目的、誰にどの財産を信託するか、受益者は誰かなどを決定 * 信託契約書は公正証書などで作成
③受託者名義の信託口座を開設	* 委託者の財産と受託者の財産を分別管理 * 不動産は受託者名義に書き換え
④家族信託を開始	* 受託者による財産の管理・処分が可能に

（2021年3月13日 日本経済新聞記事より抜粋・引用）

(4) 配偶者の相続財産管理 生前に親族に一任

三菱UFJ信託、認知症対策で

* 三菱UFJ信託銀行は4月から、「遺言信託」の契約者を対象に、配偶者などが相続したお金の管理をあらかじめ指定した代理人に一任できるサービスを開始。

* 財産を引き継いだ後に孤立し、認知症を発症する高齢者が増えていることに対応。

* 生前に子供などを代理人に指定しておけば、医療費や生活費を代わりに遺産から引き出せるようになります。

* 配偶者が死去した後で一人暮らしとなった高齢者の認知機能は低下する傾向。

（2021年3月18日 日本経済新聞記事より抜粋・引用）



今月の福祉用具－自助具 自助具の使い方

* 自助具は、自分で使って自信をつけ、皆と行動を共にして社会参加ができるようにと、個々に合わせて特別に配慮されたもの。

単に、「使いやすいから」と使うものではありません。

使いこなせるようになるまでに時間がかかったり、慣れてくると一般商品を使えるようになっていたりもします。

（参考：福祉住環境コーディネーターテキスト&福祉用具専門相談員研修用テキスト・介護用品カタログより）